「あしたばの会」会則

（名称）

1. この団体は、「あしたばの会」という。

（事務所）

1. この団体は、主たる事務所を山口市に置く。

　（目的）

1. この団体は、小児がんについての相談・支援・情報共有・交流に関する事業を行い、小児がんを抱える子ども達とその家族を支援するため、子ども達の学習支援とその家族の精神的負担と軽減を図り、充実した生活を未来につなぐことのできる社会づくりに寄与することを目的としています。

　（事業）

1. この団体は、第３条の目的を達成するため、次の活動を行う。
2. 小児がんに関する相談、情報、交流に関すること。
3. 小児がんなど病気を抱える子どもとその家族へのサポートを行う。
4. 小児がん患者の学習支援に関すること。
5. 小児がんに関する医療現場で行えないQOLに関すること。
6. 趣旨を同じくする団体との交流および連携に関すること。
7. 会員の知識や傾聴等の技術向上および、親睦に関すること。
8. その目的達成に必要なこと。

　　　（禁止事項）

1. この団体は、参加者（会員）の保護のために次の事項を禁止する。
2. 金銭の貸借、宗教的、政治活動
3. 参加者の体験談を批判、侵害する言動
4. 営利目的での販売・勧誘等の行為
5. 参加者（会員）の個人情報やプライバシーの無断公表

（本人の承諾なしの第三者への提供）

　　　　（会員）

1. この団体の目的に賛同し、別に定める会費を納めるものを会員とする。

２ 会員が、次のいずれかに該当するときは、役員会の決議により除名することができる。

1. この会の規則そのほかの規則に違反したとき。
2. この会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
3. 会員としてふさわしくないと認められる行為をしたとき。

（役員）

1. この団体の運営のために、次の役員を置く。
2. 役員　２人以上
3. 監事　１人以上

２ 役員のうち、１人を代表、必要に応じて副代表をおく。

３ 代表副代表は役員会において、役員の互選により定める。

４ 監事は役員を兼ねることができない。

1. この団体の会議は、役員会および総会とする。

（その他）

1. この会則のほか必要事項は、役員会で協議のうえ決定する。

（活動年度）

1. この団体の活動年度は、４月１日から翌年３月３１日までとする。

附則

この会則は、令和５年１２月１日から施行する。